

IX いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

(いじめ防止対策推進法第2条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 基本認識

「いじめは絶対に許されない」
「いじめは卑怯な行為である」
「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめへの対応は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、地域、市教育委員会その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

3 いじめへの対応

(1) 未然防止

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組む。

ア いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。

また、マイサポーターや気がかりポストを活用し、常に児童の様子を把握するとともに、いじめ対策委員会の存在及び活動が児童に容易に認識される取組を行う。

- ・毎週木曜日に「片口っ子を語る会」を実施し、気がかりな児童に対する情報交換を行い、全教職員間で共通理解を図る。
- ・毎学期に個別カウンセリング週間を設け、いじめに関わる情報収集等に努める。
- ・様々な事情により、特に配慮が必要な児童に対しては、個別の指導計画や個別の支援計画を立てたり、必要に応じて心理カウンセリングを行ったりするなど適切な支援を行う。
- ・全児童がマイサポーターを登録し、複数の視点で見守る体制を整える。
- ・気がかりポスト伝言板を利用し、情報の共有化を図る。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。

また、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動を推進する。

- ・「いじめをなくす射水市民五か条」を全学級で毎朝唱え、各学年、発達段階に応じた具体的な取組を考えて実行する。また、全家庭に配布するなど、学校・家庭・地域が一体となって心身ともに健やかな児童の育成に取り組む。
- ・自分勝手な行動や相手を傷付ける言葉を見聞きしたときは、その場にいた教師が毅然とした態度で指導に当たることで規範意識を高める。

ウ いじめを生まない集団づくり

いじめの加害の背景として、学習や人間関係における焦りや劣等感等も要因となりうることを踏まえ、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていく。また、学級や学年等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。

- ・よりよい学級を目指して話し合い、決めたことを実践する学級活動を推進する。
- ・Q-U調査を年2回行い、学級集団構造と児童の内面及びそれらの変化の把握に役立てる。
- ・縦割り班による清掃活動や「なかよし活動」を通して、児童相互の共感的な人間関係を育てる。

- ・一人一人がいじめ防止についての自分の目当てを書き、それを掲示するなど全校児童が「いじめ〇（ゼロ）」を目指すための意識を高める。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む

全ての児童が「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会や場を提供し、児童の自己有用感が高められるように努める。

また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会等を積極的に設けるようにする。

- ・挨拶を始めとするコミュニケーションスキルを磨き、友達や大人との望ましい人間関係が築けるようにする。
- ・帰りの会に、学級全体でよいところを見付けて紹介し合う「ほめ言葉のシャワー」等のコーナーを設け、学級の中での自分の存在が自覚できるようにする。
- ・「射水スタンダード～授業のA B C～」により定期的に授業を見直し、課題や学習活動の工夫をし、「分かる、できる」ことによる自己肯定感の向上を図る。

オ 児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

また、児童に対して、傍観者とならず、いじめ防止対策委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

- ・人権週間等に児童会主催の集会や校内放送で、人権の尊重、いじめや差別の防止について呼びかける。
- ・道徳や学級活動の時間に、ソーシャルスキルトレーニングやロールプレイ等を取り入れたいじめ防止についての学習を行う。また、「あったか言葉」や「あったか行動」を推奨する。

(2) 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員での的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

ア 定期的なアンケート調査と個人面談（教育相談）

- ・Q-U調査を実施する。（6月、11月）
- ・「学校生活アンケート」を実施する。（学期ごと）
- ・アンケートの実施に併せ、学期に1回「個別カウンセリング週間」を設け、一人一人と面談する。また、マイサポーターと話す機会を設け、担任以外の教職員と相談しやすい体制づくりをする。

イ 「気がかりポスト」「マイサポーター」

- ・気になる児童について「気がかりポスト」に報告し、必要に応じて生徒指導員会やいじめ防止対策委員会を開く。
- ・児童一人一人に対し、担任以外の教職員がマイサポーターになり、メッセージカードを渡したり、個別に面談したりする。

ウ 家庭、地域、関係機関等との連携

- ・保護者向けアンケートを配布する。（6月）
- ・保護者やPTA、地域の方に、気になることは些細なことでも連絡してほしいことを伝え、積極的に情報収集を行う。
- ・「射水市子どもの悩み総合相談室」の案内や「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、学校以外の相談機関を紹介する。

(3) 早期対応

相談・発見・通報を受けた場合には、速やかに管理職や生徒指導主事に報告し、特定の教職員がいじめに関する情報を抱え込むことなく、組織的な対応につなげる。

ア いじめの相談・発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯な態度で対応する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、いじめ防止対策委員会で直ちに情報を共有する。
- ・いじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

イ いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。

- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う。
- ・いじめられた児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・状況に応じ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教育アドバイザーライセンス、専門家との連携を図る。

ウ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・いじめだとされる児童から、事実関係の聴取を行う。
- ・いじめがあったことが確認された場合、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・教育上必要があると認めるとときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考える。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・全ての児童が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

オ インターネット上のいじめへの対応

- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・「インターネットを安全に使うための約束」の遵守や情報モラル教育を進めるとともに保護者への理解を図り、未然防止に努める。
- ・ノーメディアデーを定期的に設け、学年に応じて家族団らんや読書等を提案し、メディア利用をコントロールする力を育成する。

(4) 再発防止

いじめが解消している（いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる）状態が相当の期間（少なくとも3か月継続し、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる状態）に至った上で、児童が真にいじめ問題を乗り越えた状態とは、加害児童による被害児童に対する謝罪だけで終わるものではなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

ア いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

イ 十分な効果を上げることが困難な場合

- ・いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

4 射水市立片口小学校いじめ対策委員会

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導主事（相談担当）、カウンセリング指導員、特別支援教育コーディネーター、学年主任、学級担任、養護教諭、心理・福祉等

の専門的知識を有する者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）
※ 必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者等を追加する。

(2) 役割

- ・基本方針に基づく取組の実施と進歩状況の確認
- ・校内研修による教職員の共通理解や意識啓発
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・いじめ事案への対応（児童や保護者への意見聴取、市教育委員会その他関係機関との連携等）
- ・いじめに関する相談窓口
- ・いじめ問題等に関する指導記録の保存
- ・学校評価による基本方針の見直し

5 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組	月	いじめ防止に向けた取組
4月	<ul style="list-style-type: none">・「片口っ子を語る会」開始（毎週木曜）・いじめ防止対策委員会・気がかりポスト設置	10月	<ul style="list-style-type: none">・いじめに関する校内研修
5月	<ul style="list-style-type: none">・いじめに関する校内研修・マイサポーター登録	11月	<ul style="list-style-type: none">・Q-U調査・いじめ防止対策委員会
6月	<ul style="list-style-type: none">・「学校生活アンケート」・個別カウンセリング週間・保護者向けアンケート・いじめ防止対策委員会・Q-U調査	12月	<ul style="list-style-type: none">・Q-U調査の分析・「学校生活アンケート」・個別カウンセリング週間
7月	<ul style="list-style-type: none">・いじめに関する校内研修・SNS等の実態調査・ネット利用のルールづくり	1月	<ul style="list-style-type: none">・いじめ防止対策委員会・いじめに関する校内研修・情報モラル教室
8月	<ul style="list-style-type: none">・Q-U調査の分析	2月	<ul style="list-style-type: none">・学校評価の結果集計、考察・「学校生活アンケート」
9月	<ul style="list-style-type: none">・いじめ防止対策委員会	3月	<ul style="list-style-type: none">・いじめ防止対策委員会

6 家庭や地域との連携

児童の健やかな成長を促すために、PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。

- ・学校基本方針を公表し、基本方針等について地域や保護者の理解を得るように努める。
- ・地域や家庭に対して、学校だより等を通じて、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・いじめが発生した場合、家庭訪問等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・インターネット上のいじめに関連して、携帯電話やスマートフォン、携帯音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、デジタルカメラ等を使った事例を紹介するなど、ネットの危険性についての理解を深める啓発活動を行う。
- ・射北中学校区健全育成協議会を設置し、小中学校の事例や取組等を共有し、学校間の連携の充実を図るとともに、いじめ防止等の対策が地域において一体的に行われるよう努める。